愛南町子ども・子育て支援事業計画 (平成30年3月改定版)

子どもの笑顔が輝き 未来に羽ばたく 愛南プラン



平成 27 年 3 月 愛 南 町

はじめに

昨今、わが国では、少子高齢化の流れが一段と進むとともに、家族形態の変化、就 労の多様化、地域の子育てをめぐる環境の変化等、子ども・子育てをとりまく環境が 大きく変化しています。また、その核家族化の進行やワークスタイルなどの変化に伴 い保育ニーズの多様化も進んでおります。この環境の変化に対応するため、子育てに 関する各種の政策を充実させ、国民の希望する結婚や出産・子育てを社会的に支える 基盤づくりを目指す必要があります。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、愛南町では平成 17 年に次世代育成支援対策推進法に基づき「愛南町次世代育成支援行動計画」(前期計画)を策定するとともに、平成 22 年には「愛南町次世代育成支援対策行動計画」(後期計画)を策定し、「子どもの笑顔が輝き 未来に羽ばたく 愛南プラン」を基本理念として、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、さまざまな子育て支援に取り組んできたところです。

このたび、平成24年8月の「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法の成立に伴い、これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」により、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図り、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するべく「愛南町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。策定にあたりましては、子育てをしているご家庭に対するニーズ調査などにより、貴重なご意見をいただき集約した上で、子育てに関わる委員の方々で構成された「愛南町子ども・子育て会議」で、町の各種施策についての方向性をご審議していただきました。

ここに、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「愛南町子ども・子育て会議」の委員の皆さまはじめ、「愛南町子ども・子育て支援ニーズ調査」やパブリックコメント等にご協力いただきました町民の皆さまに心からお礼申し上げます。今後とも町民の皆さまには、愛南町の福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

愛南町長 清水 雅文

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の法的根拠と位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 策定体制	3
第2章 愛南町の子ども・子育てを取り巻く現状	4
1. 統計による愛南町の状況	4
2. 意識調査結果の概要	10
第3章 計画の基本理念と施策の展開	19
1. 計画の基本理念	19
2. 計画の基本的な視点	20
3. 基本目標	20
4. 施策体系	23
第4章 施策の推進方策	24
1. 子育て家庭を支える教育・保育事業の提供体制づくり	24
2. 地域における子育て支援の充実	33
3. 安全・安心なまちづくりの推進	35
4. 親子がともに学べる環境の整備	37
5. 親子の健康の確保・成長の支援	39
6. 仕事と家庭生活の両立支援	44
7. 支援を必要とする子どもへのきめ細かな取り組みの推進	46
第5章 推進体制	48
1. 住民や地域関係団体との協働	48
2. 庁内の推進体制	48
3. 計画の進捗状況の管理・評価	48

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1)計画策定の背景

わが国の少子化は急速に進行しており、平成24年の合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む子どもの数)は1.41と、平成23年の1.39より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な2.07を大きく下回っています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

(2) 国の取り組み

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、 平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議 の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシ ステムの構築について検討が始まりました。

平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善等が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していく方針としています。

(3) 愛南町の取り組み

本町は、平成 21 年度に「愛南町次世代育成支援地域行動計画 子どもの笑顔が輝き 未来に羽ばたく愛南プラン」を策定し、町民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本町においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大等、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。 なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づ く「愛南町次世代育成支援地域行動計画 子どもの笑顔が輝き 未来に羽ばたく愛南プラン」 の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「愛南町総合計画」や、その他関連計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

愛南町総合計画

愛南町子ども・子育て支援事業計画

愛南町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

愛南町障害者計画及び障害福祉計画

愛南町地域福祉計画

愛南町健康増進計画

愛南町食育推進計画

【国】

・子ども・子育て支援法に 基づく基本指針

【県】

・第2期「えひめ・未来・子育て プラン」

等

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)

H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
策強度	愛南町	子ども・子	育て支援事	業計画(2	 			
				評価・次類	期計画策	次期	計画 (H32年)	度~)

4. 策定体制

本計画は、策定の段階から積極的な住民参加によって計画づくりを行いました。

行政組織の幅広い部門に関連するため、保健・福祉に携わる関係者及び保護者代表、関係 行政機関の職員等で構成する「愛南町子ども・子育て会議」を開催し、「次世代育成支援地域 行動計画」の進捗状況やニーズ調査、新たな課題等をもとに、素案の検討を行い、愛南町の 子育て支援のあり方について協議しました。



第2章 愛南町の子ども・子育てを取り巻く現状

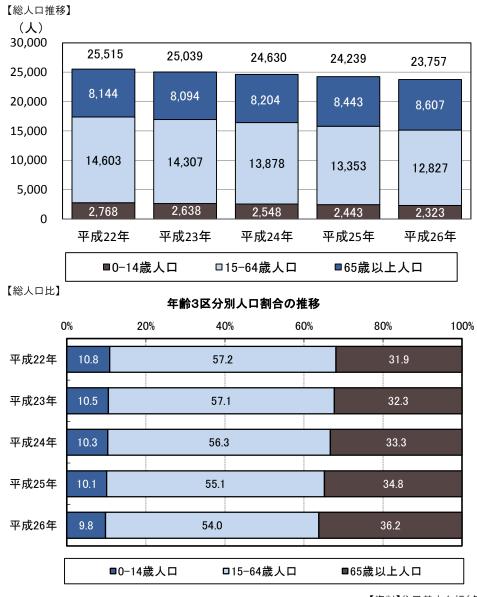
1. 統計による愛南町の状況

(1)人口の推移

本町の人口は、平成 22 年から平成 26 年にかけて減少しており、平成 26 年では 23,757 人となっています。

また、年齢 3 区分別人口をみると、 $0\sim14$ 歳と $15\sim64$ 歳は減少傾向であるのに対し、65 歳以上の人口は増加傾向にあります。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移

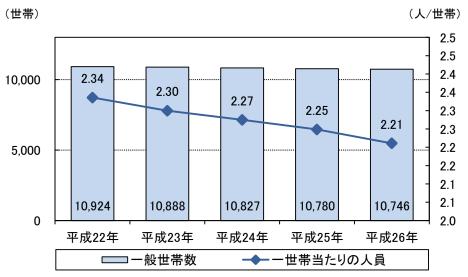


【資料】住民基本台帳(各年4月1日時点)

[1] 世帯数・1世帯当たりの平均世帯人数の推移

本町の世帯数状況は、平成22年から平成26年にかけて減少しており、平成26年では一般世帯数が10,746世帯、一世帯当たりの人員が2.21人/世帯となっています。

■一般世帯数及び一世帯当たり人員の推移

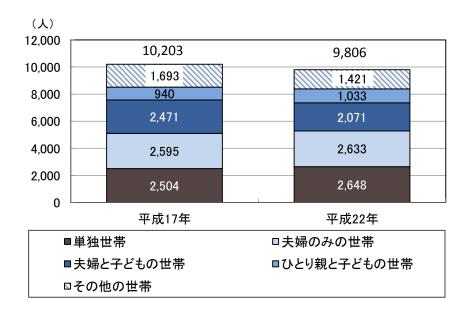


【資料】住民基本台帳(各年4月1日時点)

[2] 世帯構成の推移

世帯構成を平成17年と平成22年を比較すると、世帯数が減っているなかで、単独世帯、夫婦のみの世帯、ひとり親と子どもの世帯が増えています。

■世帯構成の推移



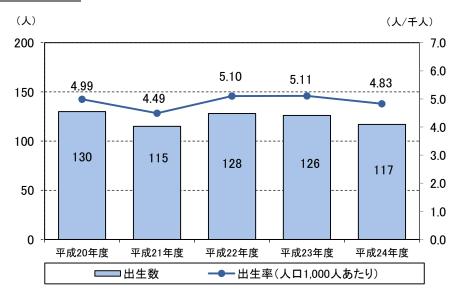
【資料】国勢調査

(3) 出生の動向

[1] 出生数・出生率の推移

本町の出生数の状況は、平成 20 年度から平成 24 年度にかけて増減を繰り返しており、 平成 24 年度では 117 人となっています。また、出生率は平成 24 年度で 4.83 人となっています。

■出生数・出生率の推移



[2] 合計特殊出生率・母親の年齢別出生率

本町の合計特殊出生率についてみると、平成 20 年~24 年の平均では 1.68 となっています。

また、母親の年齢別出生率では、20代は県及び国の平均を上回っています。一方で、30代では県及び国の平均を下回っています。

■平均合計特殊出生率(平成 20 年~24 年)

愛南町	愛媛県	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市
1. 68	1. 50	1. 36	1. 62	1. 63	1. 59	1. 80	1. 72	1. 72	1.36	1. 70
西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	低部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	全国
Fig. 11	来温巾	上海町	グル同原則	松削町	心中间	MT画	尹刀町	位野町	ᇩᄱᆔ	土国
1.67	1. 29	1. 51	1.54	1.40	1. 31	1.56	1. 70	1. 58	1.64	1. 38

【資料】厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」(平成20年~24年)

■母親の年齢別出生率【女性人口千人対】(平成 20 年~24 年)

	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳
愛南町	5	97. 3	103.5	85. 1	39. 1	6. 1	0. 1
愛媛県	6. 3	51.1	102. 4	94	39. 3	6. 4	0. 1
国	4. 8	36	87	95. 1	45. 2	8. 1	0. 2

【資料】厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」(平成20年~24年)

[1] 平均初婚年齢の推移

愛媛県の平均初婚年齢は徐々に高くなっており、全国平均よりは下回っているものの、 晩婚化が進んでいます。この結果は、愛南町でも同様の傾向があると考えられます。

■平均初婚年齢の推移

単位:歳

区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年
愛媛	夫	28.0	28.0	29.0	29.8	30.0
多贩	妻	25.9	26.6	27.4	28.3	28.5
全国	夫	28.5	28.8	29.8	30.5	30.8
土巴	妻	26.3	27.0	28.0	28.8	29.2

【資料】厚生労働省「人口動態統計」

(5)女性の就業状況

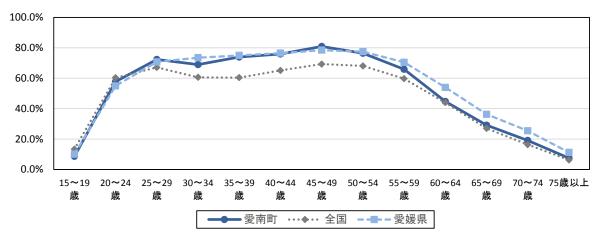
本町の女性の就業率についてみると、全国平均では 30 歳代で低くなるM字カーブになっているのに対し、本町では 30~34 歳が 69.0%、35~39 歳が 73.9%と県平均よりも僅かに下回っているものの、全国平均よりも高く、比較的緩やかなカーブとなっています。

■女性の就業状況の推移

単位:歳

	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳
愛南町	8.6%	57.7%	72.4%	69.0%	73.9%	75.9%	80.9%
全国	13.3%	60.3%	67.1%	60.6%	60.4%	65.1%	69.3%
愛媛県	10.0%	55.0%	70.8%	73.5%	75.0%	76.5%	78.5%
	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75歳以上	

	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75歳以上
愛南町	76.4%	65.9%	44.7%	29.1%	19.1%	7.4%
全国	68.1%	59.7%	44.0%	27.0%	16.3%	6.2%
愛媛県	77.5%	70.5%	54.0%	36.3%	25.4%	11.2%

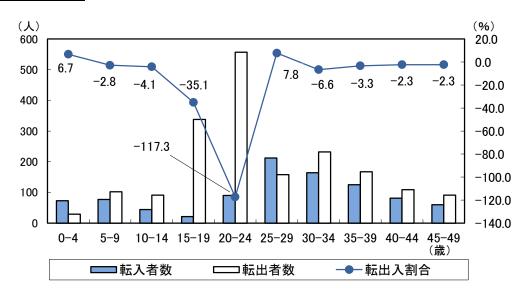


【資料】平成22年国勢調査

(6) 転入・転出の状況

本町への転入、転出の状況についてみると、ほとんどの世代で転出が転入を上回っており、特に20歳~24歳の転出が高くなっています。

■転入・転出の状況



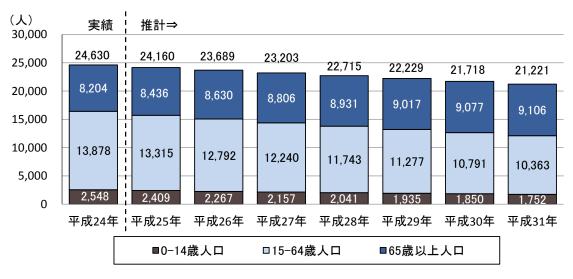


(7) 将来推計人口

[1] 推計人口

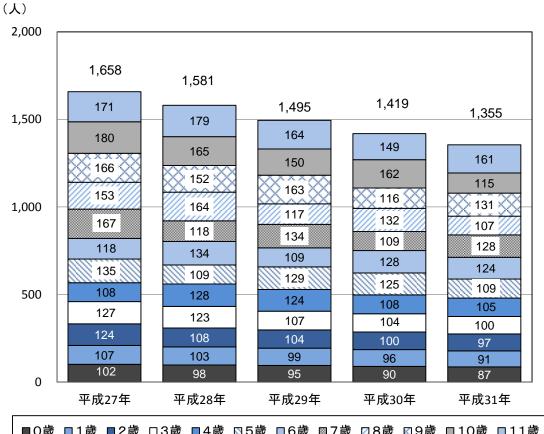
本町の年齢3区分別人口推計の状況についてみると、総人口は年々減少傾向にあり、平 成31年では21,221人になると予測されます。

また、0-14歳人口も減少傾向にあり、平成31年には1,752人になると予測されます。



[2] 推計児童数

本町の0歳~11歳児童数の推計値についてみると、平成27年から平成31年にかけて減 少傾向にあり、平成31年には1,355人になると予測されます。



■0歳 ■1歳 ■2歳 □3歳 ■4歳 □5歳 □6歳 図7歳 □8歳 □9歳 □10歳 □11歳

2. 意識調査結果の概要

(1)調査の目的

本調査は、「子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、保育ニーズや愛南町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、町民意向調査 (ニーズ調査) として実施しました。

(2)調査の概要

●調 査 地 域:愛南町全域

●調査対象者:愛南町内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者(就学前児童調査)

愛南町内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者(小学生児童調査)

●調 査 期 間:平成 25 年 11 月 20 日(水)~平成 25 年 12 月 2 日(月)

●調 査 方 法:各保育所(園)・幼稚園・小学校を通じての配布・回収による調査

一部、郵送配布・郵送回収による調査

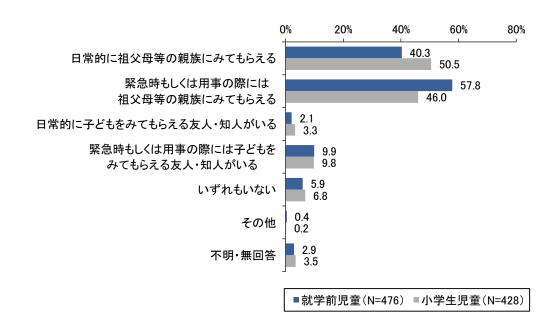
調査票	配布数	回収数	回収率	
就学前児童	577 件	478 件	85. 8%	
小学生児童	446 件	428 件	96.0%	
合 計	1, 023 件	906 件	88. 6%	

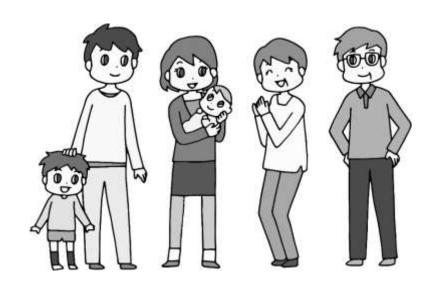
[※]就学前児童の回収数及び回収率には無効票2件を含んでいます。

[1]子どもをみてもらえる親族・知人について

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、就学前児童では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.8%、小学生児童では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が50.5%とそれぞれ最も高くなっています。

他市町村のニーズ調査の結果でも同様の傾向がでており、日頃から祖父母等の親族 が一番身近な存在として関わっていることがわかります。

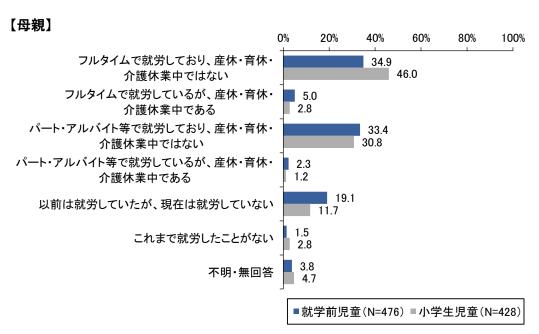




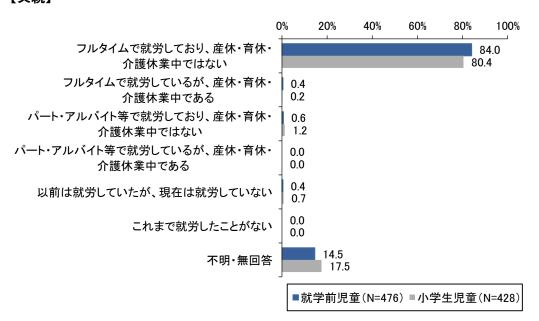
[2]保護者の就労状況について

保護者の就労状況についてみると、母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童で 34.9%、小学生児童で 46.0%と、それぞれ最も高くなっています。父親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童で 84.0%、小学生児童で 80.4%と、それぞれ最も高くなっています。

愛媛県内の状況から、南予のエリア、女性の就労率が高い傾向にあります。中予、 東予エリアでは、お子さんが生まれたのをきっかけに退職される割合が高くなってい ます。



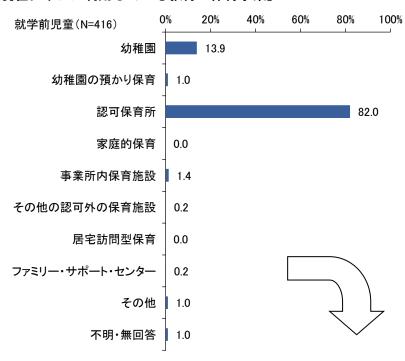
【父親】



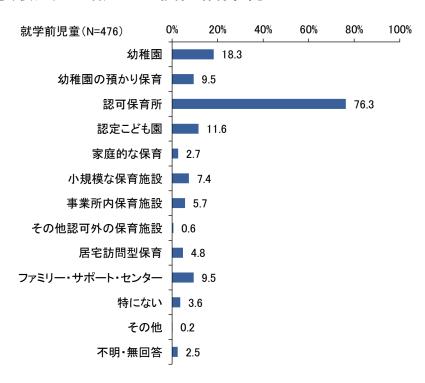
[3]平日の定期的な教育・保育事業の利用について

平日に利用している教育・保育事業についてみると、「認可保育所」が82.0%と最も高く、次いで「幼稚園」が13.9%、「事業所内保育施設」が1.4%となっています。

【現在、平日に利用している教育・保育事業】



【今後、平日に利用したい教育・保育事業】

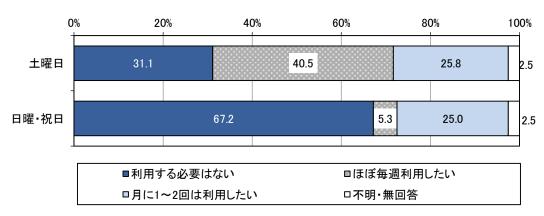


[4]土曜日・日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用について

土曜日と日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、土曜日では「ほぼ毎週利用したい」が 40.5%、日曜・祝日では「利用する必要はない」が 67.2%と、それぞれ最も高くなっています。

日曜・祝日に比べ、土曜日の利用希望が高くなっています。理由としては、「月に数回 仕事が入るため」が一番多くなっています。

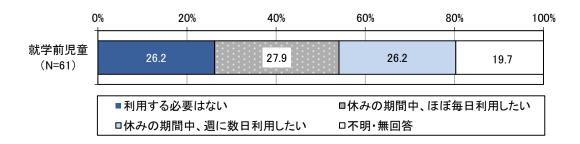
就学前児童(N=476)



[5]夏休み・冬休みなど長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について

夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望についてみると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が27.9%と最も高く、次いで「利用する必要はない」と「休みの期間中、週に数日利用したい」がともに26.2%となっています。

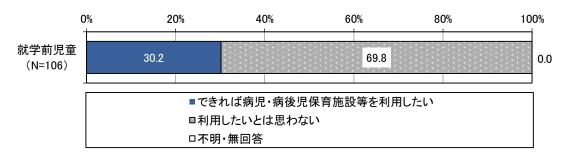
毎日ではなく、たまに利用したい理由についてみると、「買い物等の用事をまとめて済ませるため」が50.0%と最も高く、次いで「息抜きのため」が40.9%となっています。



[6]病気の際の対応について

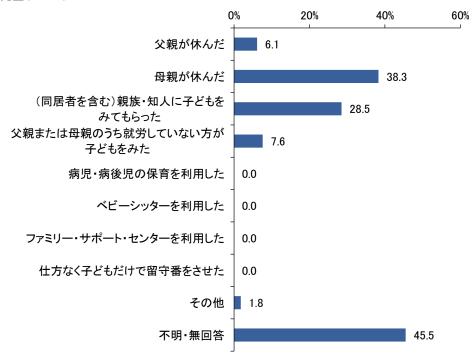
子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の、この1年間に行った対処方法についてみると、「母親が休んだ」が38.3%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が28.5%となっています。

■「病児・病後児保育事業」の利用希望



■病気の際の1年間の対処方法

就学前児童(N=277)



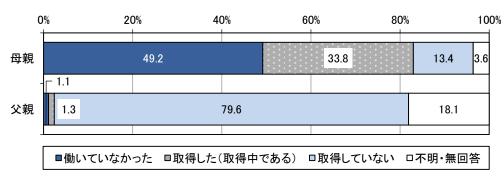
[7] 育児休業など職場の両立支援制度について

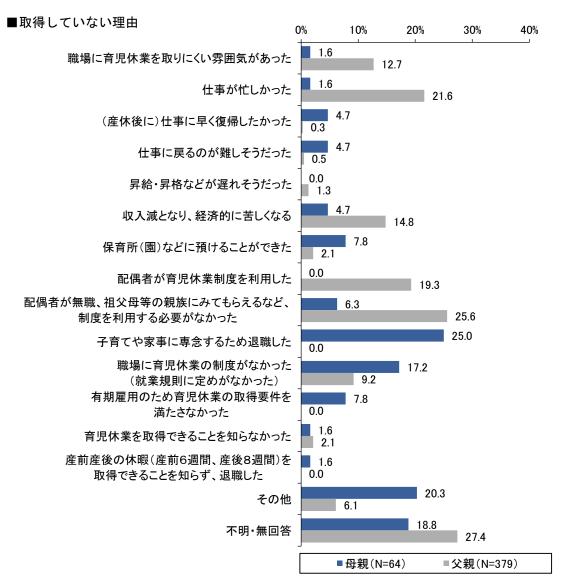
子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「働いていなかった」が49.2%、父親では「取得していない」が79.6%と、それぞれ最も高くなっています。

一方で母親の「取得した(取得中である)」が33.8%と高い割合になっています。

■子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況について

就学前児童(N=476)

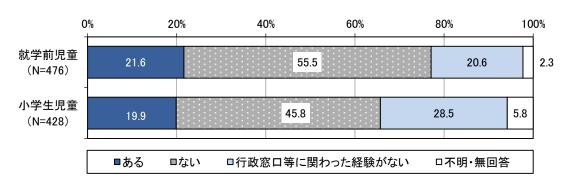




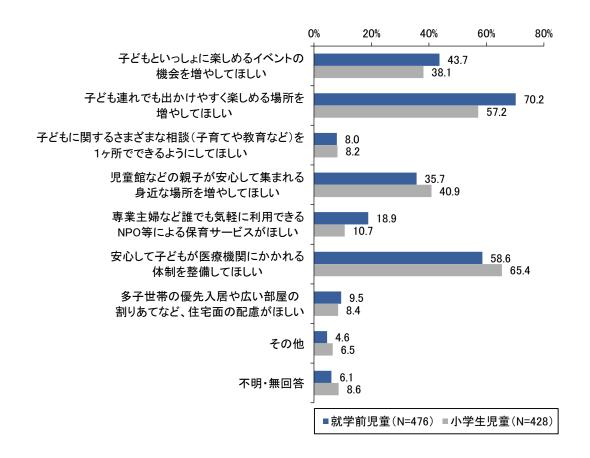
[8]愛南町の子育で・子育て支援サービスについて

子育てに関する行政窓口や公的施設の担当者の対応についてみると、「不満がない」 が就学前児童で55.5%、小学生児童で45.8%とともに最も高くなっています。

■行政の窓口の対応について



■愛南町へ期待する子育て支援の充実について



3. 愛南町次世代育成支援地域行動計画(後期計画)の評価

本計画の策定にあたって、前回計画の「愛南町次世代育成支援地域行動計画(後期計画)」で掲げた施策の進捗状況や、今後の取り組みの意向等を把握する事によって、子ども・子育て環境を取り巻く本町の現状を細かく把握していきます。

次世代育成支援地域行動計画(後期計画)の目標事業量の状況

事業名			平成 26 年度 (現状値)	平成 26 年度
泛曲归去亩类	入所	3歳未満児	208 人 (H26.3 時点)	205 人
通常保育事業	児童数	3歳以上児	333 人 (H26,3 時点)	293 人
77. 巨 /	利用可能	か所数	5 か所	4 か所
延長保育事業	年間延べ	利用人数	31 人	20 人
+	実施か所	数	O か所	O か所
夜間保育事業	年間延べ	利用人数	0 人	0 人
	実施か所	数	O か所	O か所
トワイライト事業	年間延べ利用人数		0 人	0 人
4-p-/p-#-#	実施か所数		O か所	O か所
休日保育事業	年間延べ利用人数		0 人	0 人
点 旧 点丝旧旧本事业	実施か所	数	O か所	O か所
病児・病後児保育事業	年間延べ	利用人数	0 🖯	0 🖯
11-m// 12 72 72 72 72 72 72 72 72 72 72 72 72 72	実施か所	数	3 か所	3 か所
放課後児童健全育成事業	利用児童	定員	110 人	110 人
地域子育て支援拠点事業 (ひろば型、センター型、児童館型)	利用可能	か所数	3 か所	3 か所
D+ 3至 4、1 本 **	実施か所	数	1 か所	1 か所
一時預かり事業	年間開所日数		292 ⊟	300 ⊟
ショートステイ事業	実施か所	 数	O か所	O か所
ファミリーサポートセンター事業	実施か所	数	O か所	O か所

第3章 計画の基本理念と施策の展開

1. 計画の基本理念



これまでの次世代育成支援地域行動計画においては、家庭における子育てを基本としながら、子どもの健やかな成長と親たちが安心して子育てできるように、地域で支援するという考えに基づき、「子ども」、「親」、「地域」の3つの側面から取り組みを推進してきました。

新制度の施行にあたり、国から提示されている基本指針においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会が目指されており、一層「子どもにとっての幸せ」という視点を強化し、すべての施策の真ん中に子どもを据えながら計画を推進していく必要があります。

本町では、本計画の前身にあたる「愛南町次世代育成支援地域行動計画」において、子どもたちが家族や地域の人たちの温かい愛情に包まれながらいきいき育ち、そして、地域の人が温かい気持ちで子どもや子育て家庭を見守ることができるよう、町の目指すべき子育て支援のあり方として「子どもの笑顔が輝き 未来に羽ばたく 愛南プラン」を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。

本計画においてもこの流れを継承し、家庭における子育てを中心とした、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目指して、本計画の前身にあたる「愛南町次世代育成支援地域行動計画」で掲げた基本理念を踏襲することとしました。

2. 計画の基本的な視点

基本理念が目指すまちのすがたを実現するため、次にあげる基本的な視点に立ち、地域全体で子育て家庭を支えあい、愛南町で子育てをしたい、してよかったと思えるまちづくりとともに、子どもの視点に立った施策を推進し、子どもがのびのびと健やかに成長できる環境づくりを推進します。

- 1. 子どもの権利・利益を最大限尊重します。
- 2. すべての親が安心して生み育てることができる環境を目指します。
- 3. 質の高い教育・保育の提供と量の確保を目指します。
- 4. 地域全体で子どもたちが健やかに成長する環境を目指します。

3. 基本目標

計画の推進にあたっては、福祉分野をはじめ、保健、教育、労働等の子どもと家庭に関わる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の7つの基本目標を設定し、それらを7つの柱として総合的に施策を推進します。

基本目標1 子育て家庭を支える教育・保育事業の提供体制づくり

子育ての基本は家庭にあることを前提としながら、さまざまな家庭の状況に応じたニーズに対応できる教育・保育事業等の提供体制の充実を図るとともに、その適切な周知により、本当に必要とする家庭が利用しやすい環境づくりを行います。

基本目標2 地域における子育て支援の充実

子育て家庭の孤立化が生じないよう、気軽に相談できる場の確保や、身近な地域における交流の場の充実、地域と子ども、家庭との関係づくりを図る等、子育て家庭を地域 全体で支えていくことができる体制づくりを行います。

基本目標3 安全・安心なまちづくりの推進

子どもが安心して過ごせる、また子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物等の整備や防犯に考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。このため、交通安全活動や交通安全教室等を通じて地域における交通安全の意識高揚を図ります。また、近年頻発している子どもを狙った犯罪から子どもを守るため、子どもを犯罪から守る活動の推進を行います。

さらに、施設や交通機関のバリアフリー化等、環境整備にも取り組み、安心して子育 てができるまちづくりを推進し、すべての人々が地域社会において、健康で心豊かなゆ とりある生活ができるよう、生活環境の整備を進めます。

基本目標4 親子がともに学べる環境の整備

子どもたちは大人へと成長し、やがて親となり、子どもを育てることになります。 次代の担い手である子どもたちを、社会に主体的に力強く対応できる、個性豊かで心 身ともに健全で、豊かな心、健やかな体、確かな学力を持った人に育てることができる よう、学校の教育環境等の整備のみならず、家庭での教育、地域における自然環境等を 活用した多様な体験活動を通じて、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校における教育力 の向上を図ります。

基本目標 5 親子の健康の確保・成長の支援

子どもの健やかな心身の確保は、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな 支援によって達成されます。核家族化や男女共同参画による女性の社会参加の進展に伴って、母子を取り巻く環境が大きく変化する中、出産や育児への不安感や負担感が大き くなっており、このことが安心して子どもを生み育てることを妨げています。

安心して子どもを生み、心と生活にゆとりを持って子育てができるよう、妊娠・出産・子育てに対する正しい知識の普及とともに、安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供等、関連分野や関係団体と連携して推進します。また、乳幼児期の健康診査、食育教育等を実施し、関連分野や関係団体と連携して健やかな児童の育成に取り組んでいきます。

基本目標6 仕事と家庭生活の両立支援

女性の社会進出が増加するとともに、人々の働き方も多様化しています。家庭では父親の子育てへの参画を促進し、父親・母親が子育ての楽しさと難しさを共有しつつ、職場においてもこれまでの慣行や意識を変え、子育てや家庭生活・地域生活と仕事が両立できるよう、環境の整備が求められています。

このため、職場環境の整備を促進するとともに、関連法制度の普及等に取り組むほか、 多様な働き方の推進や、父親も子育てに参加できるよう環境を整え、地域の子育てに対 する役割分担の意識の高揚を促すよう働きかけます。

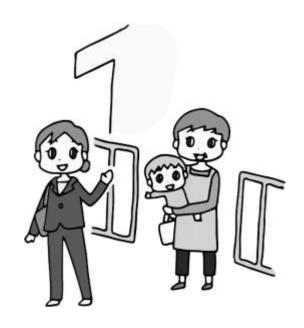
基本目標7 支援を必要とする子どもへのきめ細かな取り組みの推進

児童虐待の件数は年々増加しており、各方面で取り組みの強化が図られていますが、 今後は具体的な事例に基づいて調査・研究を重ね、職員の資質の向上を図りながら、迅 速・的確な対応や関係課の連携の強化に努める必要があります。

ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられない等、子育ての悩みや経済的な 負担感がみられ、子育て支援サービスに関する情報や利用等にも配慮が必要です。

また、障害のあるなしに関わらず、障害があっても誰でも参加し、普通に暮らせる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づいて、ともに成長できるような配慮が必要です。

このため、支援を必要とする子どもや家庭へのきめ細かな対応を地域全体で支えるよう努めます。



4. 施策体系

基本理念

子どもの笑顔が輝き 未来に羽ばたく 愛南プラン

基本的な視点

- 1. 子どもの権利・利益を最大限尊重します。
- 2. すべての親が安心して生み育てることができる環境を目指します。
- 3. 質の高い教育・保育の提供と量の確保を目指します。
- 4. 地域全体で子どもたちが健やかに成長する環境を目指します。

基本目標

基本目標 1

子育で家庭を支える教育・保育事業の提供体制づくり

基本目標2

地域における子育て支援 の充実

基本目標3

安全・安心な まちづくりの推進

基本目標4

親子がともに学べる環境の整備

基本目標5

親子の健康の確保・ 成長の支援

基本目標6

仕事と家庭生活の 両立支援

基本目標7

支援を必要とする子どもへの きめ細かな取り組みの推進

施策体系

- ①教育・保育提供区域の設定
- ②教育・保育の目標事業量、提供体制の確保方策等
- ③子ども・子育て支援事業の量の見込み、 提供体制の確保方策等
- ①保育体制の整備
- ②子育て相談体制の充実
- ③子育て情報提供の充実
- ④子育て支援のネットワークづくり
- ⑤子どもを地域で育てる意識の醸成
- ⑥有害環境対策の充実
- ①障壁のないまちづくりの推進
- ②安心して子育てできる住環境づくり
- ③快適な公園環境の整備
- ④安全な道路交通環境の整備と啓発・指導活動
- ⑤子ども等の安全の確保
- ①親になるための学習環境の整備
- ②子どもの活動の場や機会の提供
- ③個性を大切にした教育の推進
- ④地域活動への支援
- ⑤教育施設の整備充実
- ①出産や育児不安への相談体制の充実
- ②子どもや母親の健康の確保
- ③食育の推進
- ④思春期保健対策の推進
- ①仕事と子育ての両立の推進
- ②男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の推進
- ③育児中の親の再就職支援
- ④子育ての経済的支援
- ①ひとり親家庭への生活支援
- ②成長・発育の支援
- ③児童虐待防止対策の充実

第4章 施策の推進方策

1. 子育て家庭を支える教育・保育事業の提供体制づくり

(1)教育・保育提供区域の設定

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育で支援の提供を受けることができるよう、教育・保育提供区域を設定することとなっています。本町においては地理的条件、人口、その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、保育及び子育で支援を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を町内全域の1区域として設定します。

(2)教育・保育の目標事業量、提供体制の確保方策等

教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。また、提供体制については、保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者から教育・保育を受けられるようにすることが必要であることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れる教育・保育の提供体制を定めます。

対象事業一覧

	対象事業	
施設型給付	認定こども園、幼稚園、保育所	
·····································	小規模保育、家庭的保育、	1号、2号、3号の認定
地域型保育給付 	居宅訪問型保育、事業所内保育	区分ごとにニーズを算出

家庭類型の種類

目標事業量算出のために実施したニーズ調査結果を基に、対象となる子どもの父母の有無や就労状況から8種類の「家庭類型」を設定し、それぞれのニーズ量を算出した結果を参考に目標事業量を設定します。

■家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
カノゴ へ	フルタイム×パートタイム
タイプ C	(就労時間:月 120 時間以上+48 時間~120 時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム
3176	(就労時間:月 48 時間未満+48 時間~120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦(夫)
タイプ E	パートタイム×パートタイム
ダイノモ	(就労時間:双方が月 120 時間以上+48 時間~120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム
ツイノE	(就労時間:いずれかが月 48 時間未満+48 時間~120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

事業の概要

幼稚園や保育所等の教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、 以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

■認定区分と提供施設

	0~2歳	3歳以上
●専業主婦(夫)		1号
●短時間の両親共働き		(幼児期 <u>の学</u> 校教育)
(フルタイム×短時間パートタイム		
パートタイム×短時間パートタイム)		幼稚園、認定こども園
●両親共無業		
●ひとり親家庭	3号	2号
●両親共働き	(保育の必要性あり)	(保育の必要性あり)
(フルタイム×フルタイム		
フルタイム×長時間パートタイム	保育所、認定こども園、	保育所、認定こども園
パートタイム×長時間パートタイム)	地域型保育事業	

提供体制・確保策

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成 26 年 10 月実績			平	成 27 年	变	平成 28 年度		
(単位:人)		1号 3-5歳 教育のみ	2 号 3-5歳 保育の 必要性あり	3号 0-2歳 保育の 必要性あり	1号 3-5歳 教育のみ	2 号 3-5歳 保育の 必要性あり	3 号 0-2歳 保育の 必要性あり	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性あり	3 号 0-2歳 保育の 必要性あり
①量の見	込み(必要利用定員総数)				52	287	215	50	279	199
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所(教育・保育施 設)	43	326	205	105	560	250	105	360	240
0) r 1 Tr	地域型保育事業			0			0			0
2-1					53	273	35	55	81	41

		平	平成 29 年度			成 30 年	度	平	平成 31 年度		
(単位:人)		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性あり	3 号 0-2歳 保育の 必要性あり	1号 3-5歳 教育のみ	2 号 3-5歳 保育の 必要性あり	3 号 0-2歳 保育の 必要性あり	1号 3-5歳 教育のみ	2 号 3-5歳 保育の 必要性あり	3 号 0-2歳 保育の 必要性あり	
①量の見	込み(必要利用定員総数)	50	279	192	47	330	185	44	330	177	
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所(教育・保育施 設)	105	360	240	105	352	238	105	352	238	
OPIG	地域型保育事業			0			0			0	
2-1		55	81	48	58	22	53	61	22	61	

確保方策

<教育事業>

【実施体制】町内1か所の幼稚園で実施

【実施機関】あいなん幼稚園

【確保方策】現在の充足率は42%となっており、供給量は足りていると判断できます。

<保育事業>

【実施体制】町内8か所の公立保育所、2か所の私立保育所で実施

【実施機関】家串保育所、柏保育所、長崎保育所、御荘保育所、長月保育所、 城辺保育所、緑保育所、一本松保育所、はまゆう乳幼児保育所、 船越保育園

【確保方策】現在は待機児童が発生していないため、現状の供給体制で供給量は足り ていると判断できます。

(3)子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保方策等

子どもや保護者が、保育所・幼稚園での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談を含めた支援を行います。また、子育て支援の拠点として、子育て中の親子の交流、育児相談等について、国が定める一定の条件を満たすかたちで、地域に身近な場所で実施します。

[1]延長保育事業

延長保育事業とは保育所開所時間のうち、保育認定時間(保育標準時間・保育短時間) を超えて保育を行う事業です。以下の量の見込みと確保方策においては、保育標準時間 認定者の延長保育発生量を見込んでいます。

ニーズ調査により把握した、就学前児童の保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとされており、保育における18時以降の利用ニーズを踏まえ、量の見込みを次表のとおり設定します。

(#4/ +)	実績		実施時期						
(単位:人)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度			
①量の見込み (年間実利用人数)	31	25	24	24	70	70			
②確保の内容		25	24	24	70	70			

確保方策

【実施体制】町内公立保育所4か所と私立保育所1か所で実施

【実施機関】柏保育所、御荘保育所、城辺保育所、一本松保育所、 はまゆう乳幼児保育所

【確保方策】保護者の就業形態や家庭の送迎可能な時間に応じて、各保育所において 個別の需要を取りまとめて判断し、事業を行います。



[2]放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭において健全な育成を受けられない小学生児童に対して、学校や児童館等で、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業です。ニーズ調査により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとされており、就学後の放課後の過ごし方で放課後児童クラブへの利用意向を踏まえ、量の見込みを次表のとおり設定します。

(単位:人)		実績		実施時期						
		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度			
①量の目込み	1~3 年生	113	82	78	67	117	109			
	4~6 年生	1	37	36	24	31	29			
	合計	114	119	114	91	148	138			
②確保の内容		110	110	110	110	110				

確保方策

【実施体制】町内3か所の小学校で実施

【実施機関】平城小学校、城辺小学校、一本松小学校

【確保方策】現在は入会基準を満たした児童に対しては、定員は超えていますが 弾力的な受入を行い、待機児童なく事業実施できています。 その他設置運営に関する要望については必要に応じて、場所・人材 の問題など状況を確認し検討を行います。

[3]子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

(単位:人日)	実績		実施時期						
(単位:人口)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度			
①量の見込み (年間延べ利用人数)	0人	0人	0人	0人	0人	0人			
②確保の内容		0 か所							

確保方策

・現在町で事業を実施していませんが、保護者が児童を養育できない場合の対処として、 児童養護施設や関係機関と連携できるよう体制づくりを行います。

[4]地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です。ニーズ調査等により把握した希望利用日数等に基づき、居宅から容易に移動することが可能な範囲での利用を配慮しながら、量の見込みを次表のとおり設定します。

(単位:1回/年)	実績			実施時期		
(単位:人回/年)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	3 か所	535	496	479	459	442
②確保の内容		535	496	479	459	422

確保方策

【実施体制】町内保育所2か所と商店街の空き店舗1か所で実施

【実施機関】はまゆう乳幼児保育所、御荘保育所、こぶたたんぽぽポケットとんぼ

【確保方策】保育所入所前の子育て親子の交流、子育てについての相談、関連情報の 提供等、大切な拠点となっています。現在の利用状況からみて、現状の 拠点事業の量で供給量は足りていると判断できます。

[5]一時預かり事業

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業は、教育標準時間を超えた時間の保育と、長期休暇中の保育を行う事業です。保育所等における一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等で一時的に保育を行う事業です。

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

(出丛:	(単位:人日/年)			実施時期						
(単位:人口/年)		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度			
①量の見込み	幼稚園在園者(1 号認定)3~5歳	0.1	123	120	120	112	105			
(年間延べ利 用人数)	11 40 50 4 50 4 7 4	0 人	3,894	3,789	3,789	3,574	3,305			
計		4,017	3,909	3,909	3,686	3,410				
②確保の内容		0	7,000	12,000	11,280	10,560				

■保育所等における一時預かり (一時保育)

(単位:人日/年)		実績		実施時期						
(早世).	(単位:入口/年)		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度			
①量の見込み (年間延べ利用 人数)	上記以外の 0~5歳	1日平均8人	26	25	25	1,680	1,680			
②確保の内容		3,120	3,120	3,120	3,120	3,120				

確保方策

【実施体制】町内の幼稚園1か所、保育所1か所で実施

【実施機関】あいなん幼稚園、緑保育所

【確保方策】平成28年9月から幼稚園において在園児を対象に預かり保育が開始され、 希望する児童はすべて受入出来る体制を整えています。また緑保育所の一 時保育については、12人の定員に対し1日平均利用児童数7.8人(平成25 年度実績)となっており、受入態勢が整っていますが利用希望集中時には 利用調整を行い円滑な運用に努めます。

[6]病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時 的に保育等する事業です。病児保育事業については、ニーズ調査等により把握した事業の 利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設 定することとされており、親族・知人等、預かってくれる人がいない必要性の高い人のニ ーズ、町内の受け皿の状況を踏まえ、量の見込みを次表のとおり設定します。

(当片,1日/年)	実績			実施時期		
(単位:人日/年)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	0	199	189	186	600	600
②確保の内容		0	0	968	1,056	1,056

確保方策

【実施体制】町内1か所の病児保育施設で実施

【実施機関】テレサルーム

【確保方策】平成29年5月から事業を開始し、受入態勢は整っています。 町内医療機関と連携し円滑な運用に努めます。

[7]ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

(単位:人日/年)	実績	実施時期				
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	0	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0

確保方策

・現在町で事業を実施していませんが、事業実施を希望する事業者が出た場合には、 需要と供給を勘案して検討を行います。

[8]妊婦健診事業

妊娠している方に対して、母子保健法に基づき実施する妊婦健康診査を行う事業です。

(単位:人)	実績		実施時期				
(単位:人)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
妊婦健診回数	1,308	1,428	1,372	1,330	1,260	1,218	
確保の内容		1,428	1,372	1,330	1,260	1,218	

確保方策

・町内に在住する妊婦に対して受診券を配布し、今後も利用者の増減にかかわらず、 完全実施していきます。

[9]乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師、看護師や子育て経験者等で研修 を受けた者が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位:人)	実績		実施時期					
(単位:人)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
①量の見込み (出生児数)	106	102	98	95	90	87		
②確保の内容		102	98	95	90	87		

確保方策

・出生した家庭に保健師が訪問し、今後も出生数の増減にかかわらず、完全実施をしていきます。



[10]養育支援訪問事業

児童虐待防止や育児不安を抱えている等、養育支援が特に必要とされる家庭に、保健師、 看護師や子育て経験者等で研修を受けた者が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を 向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助等)を行う事業です。

過去の利用実績から量の見込みを設定します。

(単位:件)	実績			実施時期		
(単位:計)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み(延べ訪問数)	39	39	39	39	39	39
②確保の内容		39	39	39	39	39

確保方策

・乳児全戸家庭訪問により把握した、保護者の養育の支援が必要と認められた世帯に対し相談・指導・助言等を行い、状況により要保護児童地域対策協議会に繋げる等、問題解決に取り組みます。

[11]利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用についての情報集約と提供を行うとと もに、子どもや保護者から施設・事業等の利用に当たっての相談に応じ、必要な情報提供・ 助言や、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

(単位:か所)	実績			実施時期		
(単位:が別)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0

確保方策

・児童の保育や教育は多岐にわたるため、事業の実施はありませんが、制度に詳しい 職員の養成やパンフレットの設置等を通して利用者への情報発信や相談対応等の支援 を行い、円滑利用に向けて相談体制の充実を図ります。

2. 地域における子育て支援の充実

少子化や核家族化の進行、地域連帯意識の希薄化、情報の氾濫等、子どもや保護者を取り 巻く子育て環境は変化しています。そのため、家庭や地域の子育て力が低下し、子育て家庭 の孤立や、子育てに対する戸惑い、不安感や育児ストレス等が増えています。

子育て家庭に対して、子育ての悩みや不安を軽減するために相談・支援体制の充実を図る とともに、地域住民の子育てへの関心、理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えるための ネットワークづくり等、地域における子育てを支える環境の整備を進めます。

(1)保育体制の整備

施策·事業	担当課	取り組み方針
保育事業	保健福祉課	保育が必要と認定された児童に対し、保育所入所による保育を 実施します。また多様化する保育ニーズを把握し、一層の充実 に努め、保育士等に対しても、処遇の改善を図る等により保育 体制を充実させます。
保育士の研修	保健福祉課	各種研修会の参加等により、保育士の資質の向上、保育サービスの質の向上に努めます。
保育所の預かり 保育事業	保健福祉課	保護者の就労等の要件を問わず、リフレッシュ等の理由でも一時的に保育所を利用できる保育サービスを行います。通常保育に比べ緊急時等に即対応でき、保護者ニーズに沿っていることから、今後もより一層の充実に努めます。
放課後児童クラブ	生涯学習課	昼間に保護者のいない家庭の小学生児童の放課後における育成・指導をするため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織です。町内小学校の余裕教室を活用し、小学校区を単位とした3か所で実施しています。
幼稚園における 預かり保育事業	学校教育課	幼稚園の在園児に対し預かり保育を実施し、保護者の保育需要 に対応します。
病児保育事業	保健福祉課	都合により家で病気の子を看病できないときに、病児保育施設 での保育を行う環境を整えます。

(2)子育て相談体制の充実

施策·事業	担当課	取り組み方針		
こども相談窓口	保健福祉課	0歳から18歳未満までの子どもに関する相談窓口を開設し、保 健師が電話相談、来所相談、訪問をして対応しています。		

(3)子育て情報提供の充実

施策•事業	担当課	取り組み方針
インターネット等 による子育で情報 の提供	保健福祉課	ホームページに子育て情報として、あいなん子育て情報、子育 て支援センター・つどいの広場を掲載しています。 今後はホームページのほか、パンフレット等の配布、母子保健 事業等での周知等、子育てに関するさまざまな情報の提供に努 めます。

(4)子育て支援のネットワークづくり

施策·事業	担当課	取り組み方針
地域子育で支援拠 点事業	保健福祉課	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育 てについての相談、情報提供、助言等の援助を行います。平成 26 年度から一般型3か所に拡充し、地域支援活動を実施して います。子育て家庭の育児不安・密室保育の解消や地域の子育 て機能の充実を図るとともに、子どもの健やかな育ちを促進し ます。
子育てネットワー ク	保健福祉課	町内で活動している「子育てグループ」と「子育て支援グループ」の組織化を推進し、ともに支えあうネットワークを構築するとともに、地域に根ざした活動の活発化に努めます。
子育てボランティ ア活動への支援	保健福祉課	子育てサークル活動のサポートや、イベント開催時等の保育スタッフ、公民館等で特技を生かした遊びの指導、絵本の読み聞かせ等の子育てボランティアの育成に取り組み、子育てボランティア活動の活性化を図ります。
子育て推進員活動	保健福祉課	地区組織同士が交流を深めながら協働で活動できるよう合同の研修会を開催するとともに、任期終了後も、継続して学習ができるような機会の提供に努め、母子保健の推進に熱意のある者が子どもの心、体の変化を理解し、地域の親子に接する機会を持ちながら子育てを支援し、みんなで子育てを支援する地域を目指します。 ◆目標値(平成31年度) ・子どもの成長発達や親子の関わりについて知ることができた割合100% ・子どもを取り巻く状況を知ることができた割合100%

(5)子どもを地域で育てる意識の醸成

施策·事業	担当課	取り組み方針
子育てに関する意識の啓発	保健福祉課企画財政課	子育て家庭だけではなく、すべての町民がそれぞれの立場に応じた役割を果たし、子育てに喜びを実感できるよう、子育ての社会化に向けた広報・啓発活動を推進するとともに、男女共同参画意識の普及と父親の家庭教育への参加を啓発します。また、子育てを支援する人材・団体の育成に向け、情報提供の充実を図り、子育て支援社会の推進体制の強化に努めます。

(6) 有害環境対策の充実

施策•事業	担当課	取り組み方針
有害環境排除活動	保健福祉課	青少年を取り囲む有害な環境を排除するため、有害図書自動販売機の追放や販売店への協力要請等、地域の協力を得ながら有害図書の排除活動を推進します。 また、タバコやアルコールについても、販売店等の地域の協力を得ながら取り組みを強化します。

3. 安全・安心なまちづくりの推進

子どもや子ども連れの保護者等が安全・安心に暮らせる環境の整備が求められています。 公共施設や交通機関等のバリアフリー化を促進だけでなく居住支援等、暮らしを支える幅広い支援が重要です。

また、子どもが事故に遭うことなく、安心して安全に活動できる社会が求められています。 そのために、警察、保育所、幼稚園、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の 強化を図り、総合的な事故防止対策を推進する必要があります。

(1) 障壁のないまちづくりの推進

施策•事業	担当課	取り組み方針
公共施設、公共 交通機関、建築 物等のバリアフ リー化	生涯学習課 保健福祉課 財産管理課	子どもや子育て中の家庭はもちろん、すべての人に安全で安心なまちづくりに向け、段差の解消、エレベーター・障害者用トイレの設置等、公共施設等のバリアフリー化を推進します。 また、保健センター等の親子での利用の多い施設については、ベビーベッドや小児用便器の設置に取り組みます。

(2)安心して子育てできる住環境づくり

施策•事業	担当課	取り組み方針
緊急時の居住支 援	財産管理課	関係各課と連携及び情報交換を図り、緊急を要する子育て世帯 等の住宅困窮者に対して、町営住宅への短期入所について支援 します。

(3) 快適な公園環境の整備

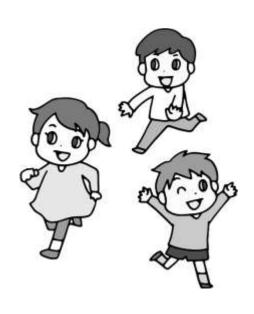
施策•事業	担当課	取り組み方針
公園等の整備	建設課 水産管理課 商工有 不使福祉 課 任健 要創造館	誰もが安全に遊ぶ憩いの場として、公園の維持管理や設置遊具 の点検を行い、必要に応じた補修等により、安全な環境づくり に努めます。

(4)安全な道路交通環境の整備と啓発・指導活動

施策•事業	担当課	取り組み方針
歩道の整備促進 や安全確保のた めの維持管理	建設課	主要な路線や通学路を主眼に置き、歩行者の安全確保のため、必要に応じ歩道の整備や維持補修を行います。
交通安全教室	総務課	保育所において、児童への交通安全指導を実施し、幼児期からの交 通安全への意識の啓発に努めます。
交通安全活動	総務課 学校教育課 生涯学習課	交通事故のないまちづくりに向け、愛南町交通安全指導員等の街頭 指導、警察署員による指導活動、PTA及び老人クラブの登下校時 における見守り活動により、交通安全を推進します。

(5)子ども等の安全の確保

施策•事業	担当課	取り組み方針
事故防止対策	学校教育課 保健福祉課	家庭での事故防止策を働きかけるとともに、大人と地域が子どもの 事故予防の認識を深めて、見守り活動の促進と、事故が起こった場 合に初期対応ができるよう、啓発活動に努めます。
まもるくんの家 (子ども 110 番 の家)	学校教育課	地域社会で子どもの安全を確保することを目的に、地域の見守り活動と緊急時の対応を行う「まもるくんの家」(子ども 110 番の家)の確保を推進します。
防犯対策	生涯学習課	青少年の健全育成を推進する関係機関・団体と連携し、青少年非行の早期発見と対応、巡視活動と補導及び相談活動を推進し、防犯体制の強化に努めます。 また、町内パトロールを推進し、地域の子どもは地域が守る意識の 醸成を図ります。



4. 親子がともに学べる環境の整備

家庭教育が子どもの人格形成の重要な役割を担っていることから、地域の関係機関が連携し、子育てについて学べる環境の整備を行い、家庭環境の向上を図ります。

また子どもたちが豊かな人間性と社会性を育み、たくましい心身を育成するため、魅力ある教育環境と施設の整備を進めます。遊びや体験を通じて創造性や社会性、協調性を身につけ、豊かな人間関係の基礎を築くための活動の場の提供や、確かな学力の育成に向けた学習環境づくりを目指します。

(1) 親になるための学習環境の整備

施策•事業	担当課	取り組み方針
子育で講座	生涯学習課	夏休み期間中や日曜日、参観日等の保護者の集まる機会を利用し、実習や遊び、学習等について、町内講師を迎えて実施しています。

(2)子どもの活動の場や機会の提供

施策·事業	担当課	取り組み方針
子ども会(愛護 班)活動支援	生涯学習課	地域の連帯感と教育力を高めるための活動や体験活動の充実、課題への対応について研究協議を行い、活動の活発化を図ります。
児童館活動事業	保健福祉課	町内児童を対象に、健全な遊びの場を与え、情操を豊かにするとともに、学習活動や体験学習を通して自主性、社会性及び創造性を養い、心身の育成に努めます。 また、他の学校の児童との交流の場となれるよう、事業内容にも創意工夫に心がけ、数多くの児童が参加できるよう取り組んでいきます。
保育所・幼稚園 ・学校開放	保健福祉課 学校教育課	体験入園・体験入学の推進・充実を図り、未就園児・小学校就学前児童への保育所・幼稚園、学校の開放に取り組みます。 また、地域と連携し安全で安心できる開放を推進します。
青少年ボランティア活動推進事 業	生涯学習課 保健福祉課	町内の各種ボランティア団体との連携により、青少年ボランティア活動の場の提供、情報提供、指導者の紹介、青少年の相談相手、アドバイス等を行い、小・中・高校生等のボランティア活動への参加機会の拡充とボランティア精神の育成に努めます。
放課後子ども教室	生涯学習課	放課後や夏休み期間等における、児童の健全育成と学習支援を目的として実施する事業です。地域でのニーズ等を確認のうえ個別に事業実施を検討します。

(3) 個性を大切にした教育の推進

施策·事業	担当課	取り組み方針
確かな学力の向上	学校教育課	基礎、基本を身につけ、自ら学び、考える力を育むため、少人数やTT※1指導を実施する等、指導方法の工夫・改善に取り組む等、子どもが幅広く興味・関心を持つ授業を推進するとともに、教職員・幼稚園教諭の資質の向上を図り、指導内容の充実に努めます。
開かれた学校づく り	学校教育課	学校と地域社会の連携の強化を図り、特殊の技能を持った地域 の人材を活用し、学びの場の充実に努めるとともに、幼稚園や 学校の地域開放を進め、地域開放型の教育を推進します。
体験活動事業	学校教育課 生涯学習課	地域との連携をもとに小・中学生の職場体験、宿泊体験等の体験学習機会の充実に努めるとともに、道徳教育の推進を図り、 子どもたちの学習を支援します。
環境教育	環境衛生課	自然環境を観察し環境問題への意識啓発として、教育の中に環境美化活動や社会貢献活動等を取り入れ、心の教育やボランティア精神の醸成、公共心、公徳心の育成に取り組みます。
不登校・引きこもり 児童・生徒への対応	学校教育課	不登校・いじめ・進路等の問題の解消や予防のために、児童生 徒本人・保護者を対象に教育相談員による適切な指導や相談活 動等を充実させるとともに、地域での見守り活動の推進に努め ます。

※1 TT (チーム・ティーチング) (team teaching):数名の指導者がチームをつくって児童生徒の指導を担当する組織の一形態。

(4)地域活動への支援

施策•事業	担当課	取り組み方針
青少年活動の推進	生涯学習課	学校、家庭、地域が連携・協働して、基本的な生活習慣(しつけ)、 社会のマナーを守ることの規範を保護者(家庭)と地域(住民)が 教えていく環境づくりを進め、次代を担う子どもたちの健全育成 を支援します。 また、家庭や地域が気軽に学校事業等に参加できるような環境を 整えていきます。
地域スポーツ活 に、地域社 生涯学習課 スポーツ野	地域住民が自発的にスポーツを楽しみ、体力の向上を図るとともに、地域社会での交流を広げ、充実した生活を送ることができるスポーツ環境の育成に努めるとともに、子どもたちのニーズを把握しながら、各種スポーツ大会やレクリエーション活動を支援します。	

(5)教育施設の整備充実

施策•事業	担当課	取り組み方針
学校施設の環境 整備	学校教育課	児童生徒が使いやすく、時代の要請に対応した学校施設環境・教育環境の整備に努めます。

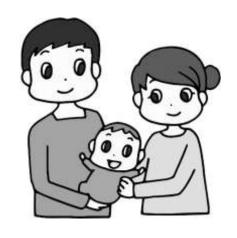
5. 親子の健康の確保・成長の支援

妊娠、出産にかかる女性の負担は大きく、核家族、共働き家庭が増加している中、本町においても育児不安、育児ストレスを訴える親が増加してきています。安心して妊娠・出産できるように妊婦健康診査の充実を図るとともに、子どもの健やかな成長のために乳幼児健康診査や予防接種体制の充実を図ります。

また子どもと家族の健康の増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、子どものライフステージに応じた食育や思春期保健対策の実施を行います。

(1) 出産や育児不安への相談体制の充実

施策·事業	担当課	取り組み方針
母子健康手帳の 交付	保健福祉課	妊娠届出のあった妊婦を対象に、母子健康手帳を交付しています。 安心して出産・育児ができるよう、また、出産後、児童虐待につながる育児不安・負担が最小に留められるよう、関係課担当者や、保育所、保健所、医療機関とも情報交換を行います。また、本人以外が届け出に来た場合は、届け出時アンケート調査等を用いあらためて妊婦の健康状態や生活環境を把握し、出産までの関わりを持つように努めます。 ◆目標値(平成31年度)・本人への直接対応100% ・要フォロー妊婦の支援率100%
訪問事業	保健福祉課	妊婦~乳幼児、児童生徒を対象に、妊娠期間中から、出産・子育てと、個別に経過を把握し、疾病や障害だけでなく、育児不安や虐待予防等、生涯を見通した継続的な支援を行います。また、支援が必要な児童及び家庭に対しては、医療機関・保育所等関係機関と連携し継続した支援をしていきます。◆目標値(平成31年度)・こんにちは赤ちゃん訪問100%



施策·事業	担当課	取り組み方針
育児相談事業	保健福祉課	主に就園までの乳幼児とその保護者を対象に、児童の発育・発達の確認、子育てや栄養に関する相談を実施します。 子育て情報の提供や、保護者同士の交流を通し、保護者の育児負担の軽減に努めます。 また地域の子育て推進員も参加し、地域で子育てを見守る体制づくりに努めます。 ●目標値(平成31年度) ・活用できる子育て情報が得られたと感じる保護者の割合90% ・気軽に声をかけ合える人が増えたと感じる保護者の割合85%
経過観察事業	保健福祉課	心身の発達や、育児上の悩みや問題のある子どもとその保護者を対象に、保護者が気軽に相談し、子どもの成長発達を理解・確認でき、適切な療育機関を利用できるよう推進します。また、未参加児の状況を把握し、継続的に支援を行っていきます。 ●目標値(平成31年度)・参加率70% ・未参加者に対してなんらかの関わりを持った割合100%

(2)子どもや母親の健康の確保

施策·事業	担当課	取り組み方針
(医療機関委託) ・妊婦・乳児一般 健康診査 ・幼児健診精密検 査	保健福祉課	妊婦及び乳幼児の受診勧奨をし、医療機関と連携して疾病・異常の早期発見・対応を図るとともに、育児支援・健康増進の援助・助言を行います。要フォロー児の経過を把握し、早期支援が適切にできるよう、医療機関との連携を図ります。 ◆目標値(平成31年度)・受診率100%
予防接種	保健福祉課	乳幼児健診等の機会を活用し、適切な時期に接種できるように 説明を行うとともに園児、児童、生徒に対しては、保育所や学 校で接種勧奨のチラシを配布し、乳幼児期からの予防接種の必 要性や接種状況を伝えていきます。 ◆目標値(平成31年度) ・接種率95%

施策·事業	担当課	取り組み方針
乳幼児健診(歯科健診)	保健福祉課	乳児(6~7か月)、1歳6か月児(1歳8か月~1歳9か月)、3歳児(3歳2か月~3歳3か月)、5歳児(5歳2か月~5歳3か月)を対象に、身体測定、問診、歯科健診、内科健診、歯科相談、栄養相談、心理相談、生活指導を行い、子どもの健康・発達の確認と異常を早期に発見・対応に努めます。また、要フォロー児については、事前に家庭や保育所への訪問を実施し、観察ポイントを絞った健診を実施するとともに、スタッフで今後の支援について検討を行います。◆目標値(平成31年度)・各種健診受診率95%以上・虫歯のある割合1歳6か月健診問診票1%3歳健診問診票20%
地域医療関係機 関との連携充実	保健福祉課	親や子どもの健康の確保・増進に向けて、地域医療機関との連携を充実するとともに、かかりつけの小児科医を持つことを奨励していきます。
子育て推進員活 動【再掲】	保健福祉課	地区組織同士が交流を深めながら協働で活動できるよう合同の研修会を開催するとともに、任期終了後も、継続して学習ができるような機会の提供に努め、母子保健の推進に熱意のある者が子どものこころ、身体の変化を理解し、地域の親子に接する機会を持ちながら子育てを支援し、みんなで子育てを支援する地域を目指します。 ◆目標値(平成31年度) ・子どもの成長発達や親子の関わりについて知ることができた割合100% ・子どもを取り巻く状況を知ることができた割合100%
療育連絡会	保健福祉課	保護者、医療機関、療育機関、保育機関、学校関係者を対象に、情報交換、講話、グループワーク※2等を行い、課題の共有を行うとともに役割を認識し、ライフステージ※3に沿った支援を行います。また、保健師と保護者の関係づくりを強化し、保護者の参加拡大に図るとともに、参加者が責任を持って役割を果たせるような意識付けに努めます。 ◆目標値(平成31年度) ・会に参加することによって、困った時に相談できる人が増えたと感じることができた割合95% ・お互いの役割(家庭・教育・医療・福祉関係者等)について理解している参加者の割合90% ・相談できる支援組織の窓口を知っている支援者・保護者の割合100%

施策•事業	担当課	取り組み方針	
保健保育連絡会議	保健福祉課	保育所の主任保育士と栄養士、幼稚園の主任教諭、母子保健担 当保健師と栄養士を対象として、活動実績を評価し、総合的に 優先的に取り組む課題を共有し、解決策について話し合い、母 子保健の方向性を共通認識します。	

- ※2 グループワーク (group work):個人や集団が抱える問題に効果的に対処するため、グループ活動を通じて援助する社会福祉実践の一方法。
- ※3 ライフステージ (life stage): 人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期等に分けられる。

(3)食育の推進

施策•事業	担当課	取り組み方針		
乳児栄養相談	保健福祉課	生後3~4か月児の保護者を対象に、離乳食の実習・相談を行い、適切な時期に離乳食を開始できるよう、支援を行います。また、親同士が交流し、子育ての悩みや不安の解消を図れるよう取り組むとともに、スタッフの役割を検討していきます。◆目標値(平成31年度)・適切な時期に離乳食を開始する人90%・参加率40%(初産婦参加率)60%		
子どもの食育教室	保健福祉課	園児、児童、生徒とその保護者を対象に、食物にふれ、料理をすることにより、食への興味を持ち、自分自身の問題点につながるよう、食生活や生活習慣についての知識を普及していきます。 また、参加申込時等、事前に参加者のアレルギー有無等の確認をし、配慮していくとともに、家庭でも親子で実践できるように持ち帰りの資料を配布し、食育を推進します。		
食生活改善推進 員の養成・育成 (食生活改善推 進協議会)	保健福祉課	食生活改善推進員を育成し、地域において子どもから高齢者等へ食生活の改善や食育の推進を図ります。 また、関係課や学校等と協力し、健康づくりリーダーの組織間ともつながりを持ち、地域での活動の場を広げていくよう支援します。		
学校給食等	学校教育課	子どもたちが望ましい食習慣や栄養を知り、身につけてもらるように、総合学習や家庭科の時間等において、栄養士と教が食育指導の充実に努めるとともに、学校での給食等を通じさまざまな食体験(地元産の食材の活用等)の機会づくりにり組み、望ましい食習慣の習得に努めます。		

(4) 思春期保健対策の推進

施策•事業	担当課	取り組み方針		
親と子の性教育講座	保健福祉課	幼稚園・保育所の園児と保護者を対象に、子どもが生命の誕生について知り、幼児期からの性教育の必要性について保護者の理解の促進に努めます。 保育所主体で継続して実施ができるよう、事業の成果や性教育の必要性について伝え、今後の取り組みについて検討するとともに、児童生徒の年齢を上げ取り組むことができる体制を整えます。		
薬物乱用防止·喫 煙防止啓発運動	保健福祉課	麻薬や覚せい剤等の乱用を防止するため、薬物に対する正しい知識の啓発、乱用を許さない社会の構築を目指します。 また、ポスター・標語の募集を行い、青少年の非行に対する共通の理解と認識を深めていきます。		
高校生のひとり 立ちサポート事 業	保健福祉課	高校3年生を対象にひとり暮らしを始めるにあたって、健康・食事・性に関する学習を行います。 自らの心と体について理解を深めるとともに、栄養の大切さや調理技術を身につけ、生きる力が育つよう支援していきます。		





6. 仕事と家庭生活の両立支援

男女共同参画社会や働き方の見直しが進むなかで、女性の社会参加が進み、共働き家庭が増加し、仕事と子育てを両立できるライフスタイルを求める人が増えてきています。男性も含めたすべての人が仕事と子育てのバランスが取れた多様な働き方ができるよう、生涯を通じた職業生活を送ることができる環境づくりの推進を図ります。

(1)仕事と子育ての両立の推進

施策•事業	担当課	取り組み方針		
延長保育事業	保健福祉課	急な仕事や家庭の事情などで、保育所に長く児童を預ける必要 が出た場合に、保育所の開所時間を限度として、延長保育を行って児童を預かります。		

(2) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の推進

施策·事業	担当課	取り組み方針		
多様な就業形態についての啓発と雇用環境の向上	商工観光課	企業に対して、労働条件に関する事項等の周知を図るとともに、妊娠・出産期の配慮やSOHO※4や短時間勤務等の子育てに優しい多様な就業形態の導入等についての啓発や環境整備に努めます。		
育児休業制度等の周 知と取得促進	企画財政課	育児休業制度の積極的な活用、育児休業制度への理解と取得を 推進するとともに、社会のシステム全体でサポートできる体制 づくりに努めます。		
男女共同参画社会の 推進	企画財政課	家族を構成する男女が相互に協力し、家事や育児等において理解を示し、家族の一員としての役割を円滑に果たし、仕事と育児等の両立支援を推進し、家族を構成する男女が協力し合う子育ての男女参画意識の向上を図ります。		

※4 SOHO (ソーホー) 〈small office/home office〉: 「スモールオフィス/ホームオフィス」の略。パソコンやインターネットを駆使して個人や中小企業がビジネスを展開する自宅や小規模の事業所のこと。

(3) 育児中の親の再就職支援

施策•事業	担当課	取り組み方針	
就職支援事業	商工観光課	就職を希望する方に、求職相談・登録事業、求職情報の照会・ 斡旋事業、就職活動相談事業等、きめ細かな就職支援を行う とともに、既存企業に出向いて、求人情報収集に努め、各企 業の理解を得ながら、育児中の親の就職支援に取り組みます。	

(4)子育ての経済的支援

施策·事業	担当課	取り組み方針				
児童手当	保健福祉課	児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。今後の制度周知、制度利用促進に努め、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。				
児童扶養手当	保健福祉課	父母の離婚等により父と生計をともにしていない児童の母、 または父が身体等に重度の障害がある児童の母、あるいは、 母に代わってその児童を養育している方に対し、一日も早い 家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される 手当です。				
特別児童扶養手当	保健福祉課	精神または身体に障害のある児童を家庭内において監護している方に対して手当を支給し児童福祉の増進を図ります。保健師、療育連絡会等、関係機関と連携し制度の周知が図れるよう取り組んでいきます。				
災害遺児福祉手当	保健福祉課	交通災害、労働災害及び天災等による遺児の保護者に対して 災害遺児福祉手当を支給することにより遺児の福祉を増進し ます。 制度周知、制度利用促進に努めます。				
保育料の軽減	保健福祉課 学校教育課	町独自の保育料階層設定及び第2子保育料無料化により保護 者負担の軽減に努めます。				
準要保護援助事業	学校教育課	経済的理由によって就学困難な児童生徒の就学奨励のため に、学用品費・修学旅行費等に対し、必要な援助を行います。				
出産子育て支援金 交付事業	町民課	出産育児の費用軽減を図ることで、愛南町で安心して子ども を産み育てる環境づくりに努めます。				
子ども医療費	町民課	課 子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもの保健の向上 及び福祉増進に努めます。				
乳幼児用紙おむつ 券交付事業	保健福祉課	出生時に紙おむつ券を交付する事業を行い、保護者の経済的 負担を軽減します。				

7. 支援を必要とする子どもへのきめ細かな取り組みの推進

子どもの健全な発達に向けて、ひとり親家庭への生活支援や、障害のある子どもの発達・ 障害に応じた適切な療育体制や教育支援、在宅福祉サービス等、保健、医療、福祉、教育等 の相互の連携を深め、総合的な支援を進めます。

また、虐待に対する予防から被害を受けた子どもの心のケアまで総合的・効果的に支援が 行えるように、関係機関の連携を強化し、ネットワーク体制の充実を図ります。

(1)ひとり親家庭への生活支援

施策•事業	担当課	取り組み方針		
ひとり親家庭への	保健福祉課	県の母子自立支援員との連携により自立支援を推進するとと		
総合相談		もに、制度周知等の情報提供に努めます。		
ひとり親家庭への経	保健福祉課	貸付金制度等の周知を行い、ひとり親世帯が自立し、安心して		
済的援助	水烤油化床	生活できる環境をつくります。		

(2) 成長・発育の支援

施策·事業	担当課	取り組み方針				
居宅介護支援事業	保健福祉課	在宅の障害のある子どもが自立と社会参加ができるように、家 庭にホームヘルパーを派遣し、身体等の介護サービスを提供し ます。				
保育所での障害児保 育の充実	保健福祉課	障害のある子どもを受け入れている保育所に対し、保育士の加配を行うことまたは、私立保育所に加配分の助成をすることで、保育所において障害のある子どもの受け入れを可能にし、障害のある子どもが適切な環境の下で、他の児童との集団生活を通して健全な発達を促進します。				
特別支援教育	学校教育課	保護者との連携を強化し、各学校において障害の状況に応じた 教育機会の均等化、障害のない子どもとの交流等、きめ細やか な教育を進めるとともに、特別な支援を必要とする子どもの教 育のあり方を研究し、適切な対応に努めます。				
障害児日中一時支援 事業	保健福祉課	在宅の障害のある子どもの家族の就労支援及び日常的に介護 している家族の負担軽減を図るため、障害のある子どもの日中 一時預かりを実施し、障害のある子ども及びその家族の福祉の 向上を図ります。				
障害児通園デイサー ビス事業	保健福祉課	通園による療育を希望する乳幼児から小学校6年生までの障害のある子どもに対して、生活訓練・社会適応訓練・機能回復訓練・外来相談等を行います。				

(3) 児童虐待防止対策の充実

施策·事業	担当課	取り組み方針		
虐待防止·対応講座	保健福祉課	子育て中の保護者が安心して子育てできる環境づくりを推進 し、児童虐待の予防に努めるとともに、乳幼児健康診査時等の 場を活用し虐待防止に向けた講座の実施に努めます。		
虐待相談事業	保健福祉課	家庭や学校、専門家と連携を図りながら子どもの権利を尊重 し、安心して子どもが育っていけるよう、虐待についての相談、 通報等、虐待防止相談体制の充実に努めます。 また、相談窓口の開設とスタッフの養成を行います。		



第5章 推進体制

■ 1. 住民や地域関係団体との協働

本計画を実行性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのため、ホームページや広報等の媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動等と十分に連携を図りつつ計画を推進します。

2. 庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめさまざまな分野にわたるため、 保健福祉課が中心となり、年度毎に関係各課の施策や事業の実施状況を把握するととも に、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実 に推進します。

3. 計画の進捗状況の管理・評価

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、愛南町子ども・子育て 会議において計画の進捗状況について確認する機会を設ける等、総合的かつ計画的に取り 組みます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検(評価)・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

愛南町子ども・子育て支援事業計画

発行:愛南町 保健福祉課

発行年月:平成27年3月

〒798-4131 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2487 番地

TEL: 0895-72-1212 FAX: 0895-72-1215